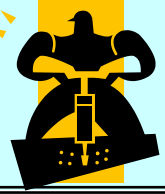


# 解体工事に係る 入札参加資格等の取扱いについて(お知らせ)



建設業法の改正により、平成28年6月1日から建設業許可に係る業種区分として「解体工事業」が新設されることに伴い、本市では次のとおり取り扱うことにいたしましたので、お知らせします。

## 1 建設業法改正の概要

- 平成28年6月1日から、建設業許可に係る業種区分として「解体工事業」が新設されます。(既存の「とび・土工事業」の業種区分からの分離独立)
- 平成28年6月1日時点で、「とび・土工事業」の建設業許可を受けて、解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間は、「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工することができます(平成31年6月1日以降は、解体工事業の許可が必要)。

## 2 改正法に伴う本市の取扱いについて

### 1 入札参加資格について

本市が発注する建設工事の種類(工種)に「解体工事」を追加します。

本市の建設工事入札参加資格において、申請工種の変更は順位も含めて一切認めないとしておりますが、解体工事業の建設業許可を取得し、解体工事業の経営事項審査の総合評定値に点数がある場合、以下の通り解体工事の工種を変更登録・追加登録することが可能です。

- ※ なお、経過措置として、平成28年6月1日時点で、「とび・土工事業」の建設業許可を受けて、解体工事業を営んでいる者で、とび・土工・コンクリート工事の工種で、有資格業者名簿に記載されているものについては、平成31年5月31日までの間は、解体工事の工種を変更・追加しなくても、本市の解体工事の入札参加資格を有する者として、有資格業者名簿に記載されているものとみなします。
  - ※ とび・土工以外の工種の希望順位の変更及び解体業への振替はできません。
- (1) 平成28年6月1日時点で、「とび・土工事業」の建設業許可を受けて、解体工事業を営んでいる者で、「とび・土工・コンクリート工事」の工種で、有資格業者名簿に登録されているもの

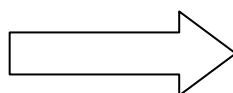
⇒変更届の手続きにより、変更・追加が可能です。

ア 「とび・土工」から「解体」への振替(置き換え)

<例>

現在の申請工種

- ① 土木
- ② とび・土工
- ③ 建築

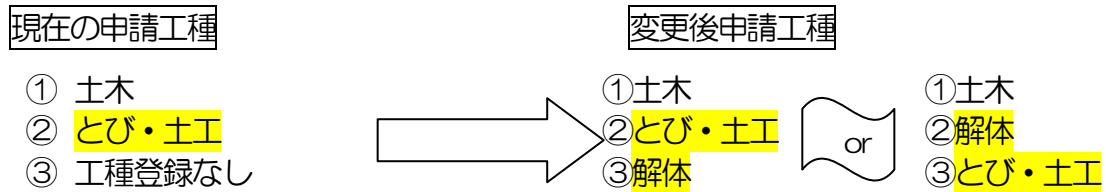


変更後申請工種

- ① 土木
- ② 解体
- ③ 建築

イ 「とび・土工」と「解体」の分離（のれん分け）

<例>



- (2) 「とび・土工・コンクリート工事」の工種で有資格業者名簿に登録されていない者  
(ただし、既に「とび・土工・コンクリート」以外の工種を3工種登録している場合は  
変更不可)

⇒随時受付（工種追加）の手続きにより、追加が可能です。

- (3) 本市入札参加資格を新規で登録する者

⇒随時受付（新規）の手続きにより、追加が可能です。

## 2 解体工事の発注について

これまで、本市が「とび・土工・コンクリート工事」で発注を行っていた解体工事について、平成28年6月1日以降は「解体工事」で発注・公告を行います。

当該工事の入札に参加するために必要な入札参加資格（工種）は、「解体工事」または「とび・土工・コンクリート工事」（施行日時点で、とび・土工工事業の建設業許可を受けて解体工事業を営んでいる場合に限る）とします。

## 3 「とび・土工・コンクリート工事」「解体工事」の客観的事項について

平成28年6月1日時点で、とび・土工工事業の建設業許可を有する者が、経過措置期間中に本市の「とび・土工・コンクリート工事」または「解体工事」の入札参加資格を申請した場合には、当該工種の総合点のうち客観的事項（経営事項審査の総合評定値（P点））は「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」を用いることとします。

申請の際は、経営事項審査の総合評定値（P点）は「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」を入力するようにしてください。

お問い合わせ

北九州市 技術監理局 契約制度課

TEL：093-582-2545

FAX：093-582-3113